

令和4年度業務改善助成金（通常コース 特例コース）について 山口局版

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引き上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

1. コースが2つあると聞いたが、何がちがうの？

通常コースと特例コースがあります。さらに通常コースのなかに特例対象事業者用があります。

主に申請までの流れが異なります。

◆通常コース・・・（これから賃金引き上げ） 交付申請 → 賃金引き上げ → 交付決定 → 設備投資

◆特例コース・・・（既に賃金引き上げ） 賃金引き上げ → 交付申請 → 交付決定 → 設備投資

2. 賃金引き上げは何円以上、誰でもいいの？

通常コース		特例コース	
R3.7.16～R3.9.30	—	R3.7.16～R3.10.1	829円～859円
R3.10.1～R4.10.12	857円～887円	R3.10.2～R4.10.13	857円～887円
R4.10.13～	888円～918円	R4.10.14（発効日の翌日）～	888円～918円

※上記賃金帯の労働者を30円以上引き上げることが必要です。

3. いつ賃金を引き上げたら効果的なの？

通常コース 令和4年10月13日より前

特例コース 発効日である令和4年10月13日でOK

※通常コースの場合、10月12日までに労働局へ交付申請書を提出（必着）し、その後10月12日までに賃金を引き上げる必要があります。また、賃金支払い実績が必要のため、時間給制、日給制の労働者については賃金引き上げ日から10月12日までのいずれかの日に出勤が必要です。

4. どのようなものが対象なの？

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（別紙 事例参照）

例 フォークリフト、ラベルプリンタ、ホームページ作成、草刈り機、食洗機、福祉車両、掃除ロボ、衣類乾燥機 ガスコンロ、作業スペースの増築など

以下の経費は対象となりません。

- 単なる経費削減を目的とした経費（例）LED電球への交換等）
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）
- 通常の事業活動に伴う経費（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費（電話、コピー機、パソコンなど）、広告宣伝費等）

5. いつもらえるの？ どのくらいもらえるの？

設備投資・設備投資にかかる費用支払 → 実績報告書提出 → 助成金支給

助成率：設備投資にかかる費用×4/5と 引き上げ額、引き上げ人数に応じた上限額の低い方

助成率 4/5 （通常コース 事業場内最低賃金が870円未満の場合 9/10 （10月12日まで））

(例) 事業場内最低賃金を880円から930円にし、50円以上引き上げる労働者が10人、300万円の福祉自動車購入

- 通常コースの助成額は？ 45円コース 10人 上限額180万円
 $300万円 \times 4/5 = 240万円$ 低い方の180万円が助成額
- 特例コースの助成額は？ 上限額100万円 助成額100万円

6. パソコン、自動車も助成対象と聞いたが・・・

特例コースは対象
 通常コースは特例対象事業者であれば対象

特例の要件	通常コース（特例対象事業者）	特例コース
コロナ（生産量要件）	売上高等減少 15% 減少	売上高等減少 30% 減少
原油高（物価高騰等要件）	売上高総利益又は売上高営業利益率 3%ポイント以上低下	売上高総利益又は売上高営業利益率 5%ポイント以上低下

乗車定員7人以上 又は車両本体価格 200万円以下の自動車、貨物自動車、特殊用途自動車
 パソコン、タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器

7. 提出書類はなにがあるの？

様式は、厚生労働省HPよりダウンロード

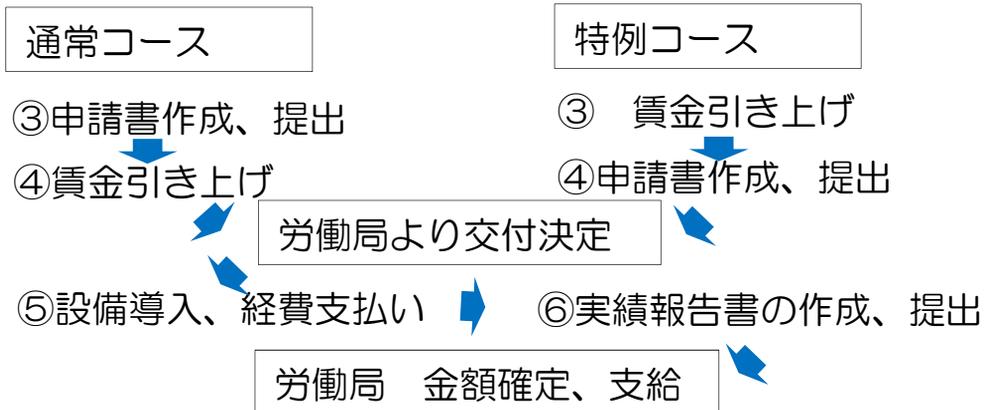


必要書類は、山口労働局HPにてご確認ください。



8. 結局は何をしたらいいの？

- ①事業場内の労働能率の増進、生産性向上となるものがあるか考える
- ②通常コースを利用するか 特例コースを利用するか考える



※通常コースは10/12までに労働局への提出が効果的です。

交付申請書等の提出先は山口労働局 雇用環境・均等室 (083-995-0390) です

令和3年度 業務改善助成金 助成事例 (山口労働局)

整理番号	事業の種類	導入事例	生産性向上の効果		賃金引き上げ成果
			導入前	導入後	
1	農業	ハウス自動制御装置	ハウス内の環境制御(灌水、カーテンなど)を手動で行っており、遠く離れた場所まで行く必要があり、また、手作業の管理のため農作物の品質にもばらつきがあった。	ハウス自動制御装置の導入により、CO2、水、日光の管理を自動で行うことができ、農作物の品質が統一された。また、遠隔地まで行かず、スマートフォンで管理することができ、移動時間が短縮され労働能率が向上した。	農業用ハウス管理の効率化により生産性が向上し、13人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。
2	食料品製造業	プレハブ冷蔵庫(業務用冷蔵庫)	在庫保存用の冷蔵庫がなく、注文の都度小ロットずつ製造している。冷蔵保管ができないため、商品出荷まで余剰在庫を持つことができず、1日の処理能力に限られて効率が悪い。	プレハブ冷蔵庫の導入により、冷蔵保管ができることにより注文毎でなく、見込みで生産できるようになった。1日あたり最大5倍以上の生産能力が上がり、冷蔵保管ができることにより、急な注文にも即座に納品ができ、生産効率が上がった。	食料品製造の効率化により生産性が向上し、3人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。
3	食料品製造業	自動包装機	現在使用の包装機は日付刻印の切り替えを手作業(ピンセット)で行い、機械操作も難しく、サニタリー性も低かった。熟練オペレーターしか作業ができず、作業能率が低かった。	高性能な自動包装機を導入により、手作業で行っていた賞味期限などの日付変更を、タッチパネルで自動表示されるようになり、日付変更の時間が削減された。また、基本包装の能力も50個/分から60個/分と作業効率が向上した。	商品包装の効率化により生産性が向上し、10人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
4	食料品製造業	ラベルプリンタ	食品ラベル作成、印刷は毎日行っている。ラベル作成は、パソコンにデータ入力をした後に、印刷機に移動し、印刷機にA4専用シートをセットし、またパソコンに戻り、印刷する手順を取っている。移動する時間、印刷機に専用紙をセットする時間がかかっていた。	ラベルプリンタの導入により、入力、印刷がその場で済み、移動する時間、作業時間の短縮ができた。他の作業をすることができるようになり、労働能率増進が図られた。	ラベル印刷の効率化により生産性が向上し、3人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
5	飲食物品小売業(酒類販売)	フォークリフト	狭い敷地内では既存のフォークリフトでは作業が難しく、酒類の運搬に時間がかかっていた。	コンパクトなフォークリフトの導入により狭い敷地内における倉庫・トラック、店舗への運搬が自在になり、作業効率が向上した。朝、夕方の積み込み作業時間が1時間程度短縮した。	酒類運搬の効率化により生産性が向上し、4人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を45円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
6	食料品製造業(菓子製造・小売)	ホームページの作成	商品の問い合わせへの電話対応、FAXによる受発注に、従業員の作業時間がとられていた。	ECサイトの導入により、サイトを直接閲覧してもらうことによりお客様が商品イメージを持ちやすくなり、今まで従業員が電話での商品説明していた時間が短縮した。お客様一人当たりにかかっていた電話対応時間が10分から3分へ短縮した。また、注文もサイトから行ってもらうことにより、注文や細かい要望の聞き間違いがなくなり、労働能率が向上した。	商品説明、注文の効率化により生産性が向上し、2人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を45円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
7	宿泊業	お掃除ロボット	コロナ禍における、ホテル内の清掃時間は感染症予防対策として増えており、パブリック部分をスタッフが清掃する時間は180時間となっている。	新型コロナウイルス対応のお掃除ロボットを導入することにより、パブリック部分はすべてお掃除ロボットが全自動で行うので、スタッフが他の接客業務を行うことができ、労働能率が向上した。	ホテル内の清掃作業の効率化により生産性が向上し、17人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。

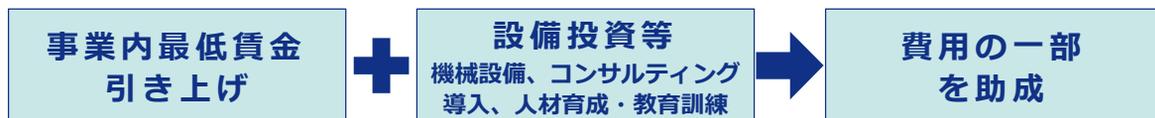
令和3年度 業務改善助成金 助成事例 (山口労働局)

整理番号	事業の種類	導入事例	生産性向上の効果		賃金引き上げ成果
			導入前	導入後	
8	飲食店	フライヤー	天ぷら用鍋で天ぷらを作っているが、一度に大量に作る事ができず、大人数のテイクアウト時は、先に作った天ぷらが冷め、品質を低下させていた。また、温度管理が難しく、ベテラン社員しか作業ができず、作業能率が低かった。	フライヤーの導入により、一度に大量の天ぷらを揚げることができ、また、温度を一定に保つ機能があることから、品質も安定が図れ、ベテラン社員以外でも作業が可能になり、作業能率が向上した。	揚げ物製造の効率化により生産性が向上し、1人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。
9	飲食店	ウォータークーラー	40席の客席に20個のビッチャー(水差し)を置いている。ビッチャーへの飲料水、氷の補充、洗浄に莫大の時間を費やし、接客の時間を作れないでいる。	ウォータークーラーを店内に2か所設置することにより、お客様自身が自由に飲水できるため、ビッチャーの交換作業がなくなり、作業時間が短縮した。短縮した労働時間を接客、食事提供、テーブル清掃に回すことができ、業務の効率化となった。	飲食業の効率化により生産性が向上し、3人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を45円引き上げた。
10	飲食店	タブレットオーダーシステム	従業員がオーダーを取り、厨房に伝え調理をしているが、厨房に伝えるまで時間がかかること、また、会計時に時間がかかり、従業員の負担が大きかった。	オーダーシステムの導入により会計時間が短縮され、回転率も上がり、待ち時間の短縮が図れている。会計時間が短縮されたことにより従業員の負担が軽減され、労働能率の向上に繋がっている。	飲食での業務効率化により生産性が向上し、8人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
11	美容業(美容院)	ガス衣類乾燥機	美容院でタオルを1日90枚程度使用し、洗濯、乾燥をしている。乾燥は物干しによる天日干しであり、タオルを物干しにかけ作業に15分を要している。また、雨天、黄砂の日、コインランドリーに行き乾燥をしており、移動時間がかかっている。	ガス衣類乾燥機の導入により、タオル等を物干し竿にかけ作業、取り込む作業がなくなり、時間が15分程度短縮することができた。また、雨天時にコインランドリーに行く手間がなくなり労働能率が向上した。	美容院での作業の効率化により生産性が向上し、1人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。
12	社会保険・社会福祉・介護事業	スロープ付き福祉車両	障がい者福祉施設利用者において利用者の送迎を軽四の福祉車両で行っているが、乗車定員が運転手を除くと3名であり、送迎に2往復、2時間程度かかっていた。	8人乗り福祉車両の導入により、送迎は1往復1時間で済み、他の業務もできるようになり、労働能率が増進が図られた。	福祉施設利用者の送迎の効率化により生産性が向上し、11人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を20円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。
13	障害者福祉事業	障害者用トイレへの改造	同じフロアにトイレが1つしかなく、男性用として使用している。女性利用者は違うフロアへ移動しなくてはならず、移動の際、障がいをお持ちの方は付き添いが必要であり、同じフロアの移動に比べ介護職員の負担が大きくなっていった。	障害者福祉施設での障害者用トイレの導入により、他のフロアへの移動がなくなり付き添いの移動時間が一度につき5分程度削減できた。また、同じフロアへの移動ため付き添いが必要でなくなった利用者があり、職員が支援ルームから離れることがなくなり、支援の室の向上に繋がった。	障害者施設の改装により生産性が向上し、7人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。
14	その他のサービス業(ビル清掃業)	自動床洗浄機	現在1台自動床洗浄機を保有している。複数の清掃現場で床清掃の作業指定時間が重なった場合、一方は自動床洗浄機、もう一方は人力で作業となる。人力での作業の場合、多くの人数を配置する必要があり、作業時間も増加し、肉体労働負担も大きい。	自動床洗浄機の増設により、大型店舗での床洗浄時間が大幅に短縮した。また、複数の業務が重なった場合、配置人数を削減でき、作業時間も短縮できた。自動床洗浄機の導入により、3名2時間30分の現場を、2名2時間30分程度で作業を完了できた。削減できた人数を他の現場に回すことができ、生産性及び労働能率が向上した。	顧客管理の効率化により生産性が向上し、4人従業員の時間給(事業場内最低賃金)を45円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

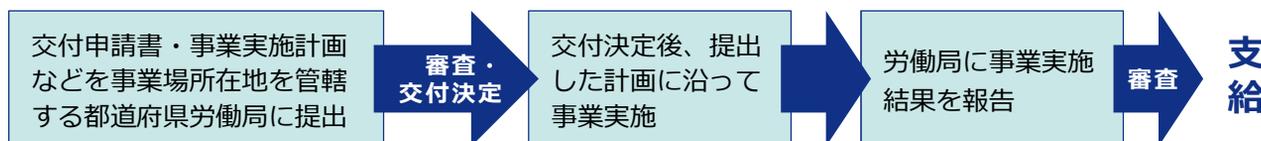
(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成対象経費の要件緩和（自動車の要件緩和）	特例で助成対象経費となる 自動車 の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	870円以上 920円未満	4/5	9/10
900円未満	4/5	9/10	870円未満		

※生産性要件を満たせば、事業場内最低賃金が870円以上920円未満の場合に助成率を加算して支給します。「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 <ul style="list-style-type: none"> ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上	600万円	

特例の対象事業者とは

特例対象事業者とは、①、②のいずれかに該当する事業者です。

①生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

②物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了（賃金引上げ、設備投資等、経費の支出）の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は**山口労働局 雇用環境・均等室（083-995-0390）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から〔令和3年12月まで〕 見直し後：令和3年4月から 〔令和4年12月まで〕 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

助成額・助成率

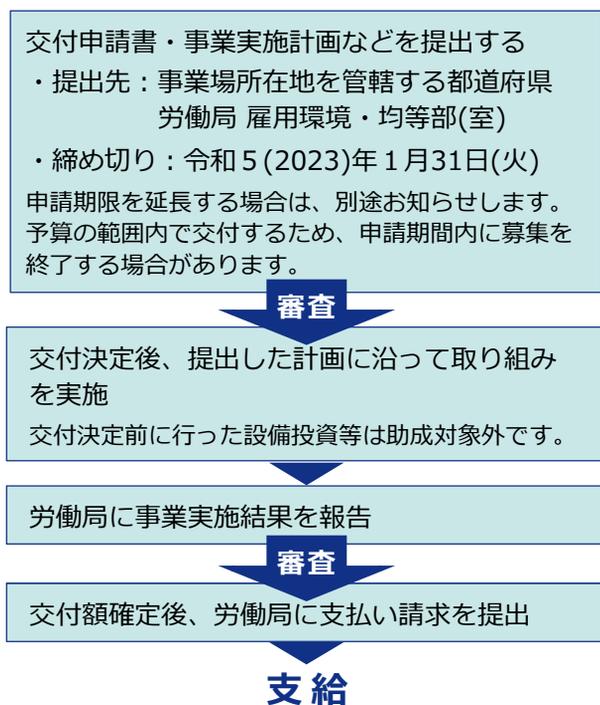
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は山口労働局 雇用環境・均等室 (083-995-0390) です

物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充

中央最低賃金審議会答申（令和4年8月2日）を踏まえ、以下の事業者を対象とした支援を拡充するもの。

- ・ **原材料費等の高騰の影響を受けている事業者**
- ・ **最低賃金が相対的に低い地域の事業者**

原材料費等の高騰の影響を受けている事業者への支援

	特例の対象事業者	対象経費	
通常コース	現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	定員11人以上の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器
	拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器

最低賃金が相対的に低い地域における事業者への支援

現行		拡充		
900円未満	900円以上	870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
4/5(9/10)	3/4(4/5)	9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業者の場合

※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

	対象事業者	対象経費
特例コース	現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者 (定員11人以上の自動車・PC等に加え) 「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限り)
	拡充	コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者 (定員7人以上又は200万円以下の自動車・PC等に加え) 「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限り)

現行	拡充	
一律3/4	920円未満	920円以上
	4/5	3/4

※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。